



第 I 部
指針の改訂にあたって

第 I 部 指針の改訂にあたって

1 子どもを取り巻く環境

(1) 社会的背景

少子高齢化の進行、核家族化、都市化、情報化、グローバル化など、社会の急激な変化を受けて、人々の価値観や生活様式が多様化する一方で、人間関係の希薄化や、地域社会のコミュニティ意識の衰退が進み、社会全体として経済性や効率性を重視する傾向が強まっている。このような効率性重視の風潮の中で、「大人優先の社会風潮」が指摘されており、近年、国においては「こども家庭庁」を設置し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政策を推進している。

このように、子どもを取り巻く環境は、昨今の社会的背景によって大きく変化してきている。

(2) 子どもの育ちの現状

子どもが成長し自立する上で、自己実現や成功などの体験はもとより、葛藤や挫折などの体験も含め、子ども自身が多様な体験を経験することが不可欠である。しかしながら、少子化や核家族化の進行により、子ども同士が集団で遊びに熱中し、互いに影響し合って活動する機会が減少するなど、様々な体験の機会が失われつつある。また、近年では、情報化やデジタル化の進展により、インターネットや SNS、オンラインゲームなどの体験が増え、他者とのかかわりが苦手、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力の低下などの課題が指摘されている。加えて、子どもたちは、多くの情報に囲まれた環境にいるため、社会全体の知識は増えているものの、その知識は断片的で受け身的なものが多く、学びに対する意欲や関心が低いとの指摘もある。

(3) 国の動向

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成 30 年 4 月に施行され、要領、指針内容の一層の整合性が確保され、国においては、「幼保小の架け橋プログラム」の全国的な推進も進められている。

令和 6 年 10 月文部科学省「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者会議」最終報告では、「1. 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方」、「2. 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題」、「3. 必要な条件整備」が示された。また、令和 6 年 12 月こども家庭庁「保育政策の新たな方向性」では、「1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」が示された。さらに、令和 7 年 9 月文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の論点整理では、「1. 直接的・具体的な体験の一層の充実」、「2. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進」が示され、このうち幼児教育の質の向上・幼保小連携の円滑な接続を支える体制作りに関しては、「3. 地方自治体における支援体制の充実強化」が示された。

2 浦安市の現状

本市の総人口は、平成 27 年からの 10 年間に於いて増加傾向にあるが、子ども人口（0 歳から 17 歳）については、平成 27 年の 29,547 人と比較すると、令和 6 年では 4,804 人減の 24,743 人となり、減少傾向が続いている。

また、本市の合計特殊出生率は、令和 5 年 4 月時点で 0.86 となっており、全国（1.20）や千葉県（1.14）と比較すると、低い数値となっている。

子どもの減少は、地域活力の低下、生産年齢人口の減少、社会保障における費用負担の増加など、社会的、経済的に大きな問題となり、憂慮すべき事態である。

今後は、本市の未来を担うすべての子どもがすこやかに成長できるよう、安心して子を産み育てることができる環境づくり、幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、質の高い幼児期の保育・教育を総合的に提供する環境づくりの充実が必要である。

（1）保育園・幼稚園・認定こども園の現状

本市には、市立保育園 7 園、私立認可保育園 35 園、簡易保育所 4 園、市立幼稚園 3 園、幼稚園型認定こども園 10 園、私立幼稚園 5 園、私立幼保連携型認定こども園 1 園が存在している。令和 3 年以降、待機児童は発生していないが、共働き世帯の増加等の影響により、保育園の需要が高まり、幼稚園・認定こども園の園児数が減少している状況である。

多様化する保護者の就労形態や、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児については、保育園、幼稚園等での延長保育や、一時預かり事業などを実施している。また、市立幼稚園では、理由を問わない一時預かり施設が併設され、市内在住の就学前の子どもがいる家庭や、在園児が必要に応じて利用することができる。加えて、幼稚園型認定こども園においては、在園児を対象とした一時預かり事業を実施している。

（2）幼・保連携の取り組み

市では、市立保育園、市立幼稚園・認定こども園への計画訪問を実施し、保育士と幼稚園教諭それぞれが保育・教育を参観し、意見交換を行っている。

市立保育園、市立幼稚園・認定こども園による合同会議や、保育士研修会や幼稚園教諭研修会への相互参加なども行っている。就学前施設として共通する課題に向けて取り組み、質の高い保育と教育が提供できるよう、就学前「保育・教育」指針の改訂を行っている。併せて、市立・私立・簡易問わず市内の就学前保育・教育施設の長が一堂に会し、「就学前保育・教育施設連携会議」を開催し、今後の就学前保育・教育の方向性に向けて、意見交換、情報共有を行っている。

3 指針策定の目的

(1) 本市の特質

本市は、千葉県の北西部にあり、地形は東京湾の奥湾に位置し、市域の三方を海と河川に囲まれている。首都圏のベッドタウンとして海面埋め立てによる急激な宅地開発を行ってきた歴史の中で、保育・教育の推進を重点施策の1つと捉えてきた。現在は、市として、市立保育園7園、幼稚園3園、幼稚園型認定こども園10園を整備しており、それぞれの地域性を生かした保育・教育活動が展開されている。また、11の市立幼稚園・認定こども園は、市立小学校と隣接しており、幼児期から小学校の育ちと学びをつなぐため、中学校区の園小連携の中心的な役割を担っている。

(2) これまでの策定・改訂の経緯と目的

市内のすべての保育・教育施設において、同じように質の高い保育・教育が実践され、就学前の子どもたちが、等しく豊かな教育環境で成長できるよう、平成21年9月に、就学前「保育・教育」指針を策定した。

また、本指針については、保育・教育を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、策定から3年間を実施期間とし、実践の成果・課題を踏まえて4年目に改訂することとした。これに則り、平成25年3月に第1回改訂、平成29年2月には第2回改訂、令和4年2月に第3回改訂を行った。各改訂の主なポイントについては、以下のとおりである。

【第1回改訂（平成25年3月）のポイント】

- 「浦安市教育ビジョン」（平成22年策定）と指針とのつながりを明確化。
- 「第Ⅳ部保育・教育の具体的な取り組みの事例」において、発達の連続性を具体化した事例を作成。
- 「第Ⅴ部保育園・幼稚園と小学校との連携」の内容の充実。

【第2回改訂（平成29年2月）のポイント】

- 子ども・子育て支援新制度の開始（平成27年4月）に伴う内容の追記。
- 「浦安市子ども・子育て支援総合計画」策定（平成27年4月）に伴う内容の追記。
- 「第Ⅴ部保育園・幼稚園と小学校との連携」の内容の充実。
- 保育所保育指針・幼稚園教育要領の改定（改訂）を視野に入れた保育内容の検討。

【第3回改訂（令和4年2月）のポイント】

- 保育所保育指針・幼稚園教育要領（平成29年3月告示）の改定（改訂）に伴う内容の追記。
- 浦安市教育振興基本計画及び浦安市学校教育推進計画（令和2年3月）改訂に伴う追記。
- 「第Ⅳ部 保育・教育の具体的な取り組み事例」の見直し。
- 「第Ⅴ部 保育園・幼稚園と小学校との連携」の内容の充実。

（3） 今回の改訂（令和8年2月）のポイントについて

今回の改訂のポイントについては以下のとおりである。

- 「第Ⅲ部 保育・教育課程」1 保育教育課程の実践 図の見直し
・就学前「保育・教育」指針 いきいき☆浦安っ子の位置づけについて表記を見直し、記載した。
- 「第Ⅲ部 保育・教育課程」に、地域との連携を追記
・4 特色ある保育について、「浦安市学校教育推進計画」に示される目指すことにも像にある「豊かなかかわり」を踏まえ、園での実践を具体的に記載した。
- 「第Ⅲ部 保育・教育課程」の見直し
・5 浦安市の保育・教育課程について、現状と照らし合わせ見直しを図り、記載した。
- 「第Ⅴ部 保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との連携」の内容の充実
・幼児教育と小学校教育の接続について、乳幼児期の学びの芽生えや、幼児期の遊びを通した学びと小学校の各教科等の学習のつながりが見えるようにし、幼保小の相互理解に生かされるよう事例を記載した。
- 「第Ⅴ部 保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との連携」に、架け橋期のカリキュラムを記載
・幼児教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児教育施設と、小学校の両者が連携の意識をもち、相互の共通理解を図ることを目的とし、「架け橋期のカリキュラム」を作成し、各中学校区にて活用できるようにした。
- 「第Ⅵ部 保育者の研修」に研修体系を記載
・本市の就学前「保育・教育」環境の充実を図るための研修体系を記載した。

4 育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領・保育所保育指針等で示しているねらい及び内容に基づいて、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、「育みたい資質、能力」が育まれている子どもの具体的な姿である。これらは、到達すべき目標ではなく、このように「育ってほしい」と保育者が願いながら保育するための観点であり、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくり、必要な援助をするなど、指導を行う際に考慮することが保育者に求められる。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに小学校と子どもの姿を共有することで、小学校への円滑な接続を図ることが必要としている。

